

「電気需給約款【低圧】」新旧対照表

現 行	改 定 後
<p>電気需給約款</p> <p>7.需給契約の成立および契約期間                      (2)契約期間は、需給契約が成立した日（承諾書の提出日または電気需給契約締結日）から、料金適用開始の日以降最初に到来する3月末日までといたします。但し、契約期間満了の2ヶ月前までに、お客さままたは当社的一方から相手方に対する書面による意思表示がなされない場合には、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに、満了時点の条件と同一条件で自動延長されるものとします。</p> <p>別表</p> <p>3.電源調達費調整額                      (2)電源調達費調整単価                      電源調達費調整単価は、次の算式によって算定いたします。なお、電源調達費調整単価の単位は1銭とし、端数については小数点以下第1位で四捨五入いたします。  <math display="block">\text{電源調達費調整単価} = \{ (\text{JEPX 調整単価} \times X) + (\text{燃料費調整単価} \times Y) \} + \text{原価調整単価}</math>                     X・Yの値は、次のとおりといたします。</p>	<p>電気需給約款</p> <p>7.需給契約の成立および契約期間                      (2)契約期間は、需給契約が成立した日（承諾書の提出日または電気需給契約締結日）から、最初に到来する3月の検針日の前日まで（3月の検針日が1日の場合は3月末日まで）といたします。ただし、契約期間満了の2ヶ月前までに、お客さままたは当社的一方から相手方に対する意思表示がなされない場合には、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに、満了時点の条件と同一条件で自動延長されるものとします。</p> <p>別表</p> <p>3.電源調達費調整額                      (2)電源調達費調整単価                      電源調達費調整単価は、次の算式によって算定いたします。なお、電源調達費調整単価の単位は1銭とし、端数については小数点以下第1位で四捨五入いたします。  <math display="block">\text{電源調達費調整単価} = \{ (\text{JEPX 調整単価} \times X) + (\text{燃料費調整単価} \times Y) \} + \text{原価調整単価}</math>                     X・Yの値は、次のとおりといたします。</p>

「電気需給約款【低圧】」新旧対照表

現 行							改 定 後						
適用期間	北海道エリア・東北エリア・関東エリア		中部エリア		北陸エリア・関西エリア・四国エリア・中国エリア・九州エリア		適用期間	北海道エリア・東北エリア・関東エリア		中部エリア		北陸エリア・関西エリア・四国エリア・中国エリア・九州エリア	
	X	Y	X	Y	X	Y		X	Y	X	Y	X	Y
4月の料金に係る検針期間等	0.27	0.73	0.36	0.64	0.34	0.66	4月の料金に係る検針期間等	34%	66%	46%	54%	46%	54%
5月の料金に係る検針期間等	0.21	0.79	0.29	0.71	0.29	0.71	5月の料金に係る検針期間等	34%	66%	44%	56%	44%	56%
6月の料金に係る検針期間等	0.24	0.76	0.59	0.41	0.40	0.60	6月の料金に係る検針期間等	44%	56%	54%	46%	54%	46%
7月の料金に係る検針期間等	0.33	0.67	0.34	0.66	0.43	0.57	7月の料金に係る検針期間等	50%	50%	59%	41%	59%	41%
8月の料金に係る検針期間等	0.43	0.57	0.52	0.48	0.53	0.47	8月の料金に係る検針期間等	51%	49%	61%	39%	61%	39%
9月の料金に係る検針期間等	0.45	0.55	0.50	0.50	0.53	0.47	9月の料金に係る検針期間等	46%	54%	57%	43%	57%	43%
10月の料金に係る検針期間等	0.40	0.60	0.45	0.55	0.48	0.52	10月の料金に係る検針期間等	40%	60%	46%	54%	46%	54%
11月の料金に係る検針期間等	0.42	0.58	0.53	0.47	0.44	0.56	11月の料金に係る検針期間等	36%	64%	49%	51%	49%	51%
12月の料金に係る検針期間等	0.43	0.57	0.60	0.40	0.54	0.46	12月の料金に係る検針期間等	46%	54%	58%	42%	58%	42%
1月の料金に係る検針期間等	0.50	0.50	0.67	0.33	0.60	0.40	1月の料金に係る検針期間等	48%	52%	59%	41%	59%	41%
2月の料金に係る検針期間等	0.50	0.50	0.67	0.33	0.61	0.39	2月の料金に係る検針期間等	47%	53%	59%	41%	59%	41%
3月の料金に係る検針期間等	0.40	0.60	0.45	0.55	0.51	0.49	3月の料金に係る検針期間等	37%	63%	50%	50%	50%	50%

  

<b>(3)JEPX 調整単価</b>				
<b>イ)JEPX 調整単価</b>				
損失率は、次のとおりといたします。				
北海道エリア	東北エリア	関東エリア	中部エリア	北陸エリア
7.9%	8.5%	6.9%	7.1%	7.8%
関西エリア	中国エリア	四国エリア	九州エリア	
7.8%	8.0%	8.1%	8.6%	

  

<b>(3)JEPX 調整単価</b>				
<b>イ)JEPX 調整単価</b>				
損失率は、次のとおりといたします。				
北海道エリア	東北エリア	関東エリア	中部エリア	北陸エリア
7.9%	8.5%	6.9%	7.1%	7.8%
関西エリア	中国エリア	四国エリア	九州エリア	
7.8%	7.7%	8.1%	8.6%	

「電気需給約款【低圧】」新旧対照表

現 行						改 定 後					
<p>八)基準 JEPX 単価</p> <p>基準 JEPX 単価は、次のとおりといたします。なお、基準 JEPX 単価の単位は 1 銭といたします。</p>						<p>八)基準 JEPX 単価</p> <p>基準 JEPX 単価は、次のとおりといたします。なお、基準 JEPX 単価の単位は 1 銭といたします。</p>					
	北海道エリア	東北エリア	関東エリア	中部エリア	北陸エリア		北海道エリア	東北エリア	関東エリア	中部エリア	北陸エリア
夏季	17.12	19.03	22.12	20.22	17.92	夏季	15.47	14.66	15.71	15.97	13.63
冬季	16.59	18.56	21.36	19.03	17.28	冬季	16.11	15.28	16.34	16.66	14.39
その他季	14.15	15.90	18.83	17.84	16.14	その他季	11.31	10.47	11.99	11.79	11.08
	関西エリア	中国エリア	四国エリア	九州エリア		関西エリア	中国エリア	四国エリア	九州エリア		
夏季	18.40	18.18	15.52	12.13	夏季	14.02	14.22	14.15	13.18		
冬季	17.50	17.34	14.91	11.42	冬季	14.95	14.95	15.18	13.45		
その他季	16.31	16.25	13.65	10.29	その他季	11.00	10.93	10.96	10.30		
<p>単位：円/kWh</p> <p>季節区分：夏季（7・8・9月）、冬季（12・1・2月）、その他季（夏季と冬季の期間を除く期間）</p>						<p>単位：円/kWh</p> <p>季節区分：夏季（7・8・9月）、冬季（12・1・2月）、その他季（夏季と冬季の期間を除く期間）</p>					
<p>(4)燃調費調整単価</p> <p>イ)燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>①1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合</p> <p>燃料費調整単価 = (基準燃料価格 - 平均燃料価格) × 基準単価 / 1,000</p>						<p>(4)燃調費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、0.00 円といたします。</p>					

「電気需給約款【低圧】」新旧対照表

現 行	改 定 後																
<p>②1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合            燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 基準燃料価格) × 基準単価 / 1,000</p> <p>ロ) 平均燃料価格            原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。            なお、平均燃料価格は 100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。</p> <p>平均燃料価格 = <math>A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma</math>            A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格            B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格            C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格</p> <table border="1" data-bbox="241 1002 1081 1241"> <thead> <tr> <th></th> <th>北海道エリア・東北エリア・関東エリア</th> <th>中部エリア</th> <th>北陸エリア・関西エリア・四国エリア・中国エリア・九州エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><math>\alpha</math></td> <td>0.0480</td> <td>0.0542</td> <td>0.0217</td> </tr> <tr> <td><math>\beta</math></td> <td>0.6547</td> <td>0.3539</td> <td>0.2759</td> </tr> <tr> <td><math>\gamma</math></td> <td>0.3259</td> <td>0.9069</td> <td>0.8614</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格</p>		北海道エリア・東北エリア・関東エリア	中部エリア	北陸エリア・関西エリア・四国エリア・中国エリア・九州エリア	$\alpha$	0.0480	0.0542	0.0217	$\beta$	0.6547	0.3539	0.2759	$\gamma$	0.3259	0.9069	0.8614	
	北海道エリア・東北エリア・関東エリア	中部エリア	北陸エリア・関西エリア・四国エリア・中国エリア・九州エリア														
$\alpha$	0.0480	0.0542	0.0217														
$\beta$	0.6547	0.3539	0.2759														
$\gamma$	0.3259	0.9069	0.8614														

「電気需給約款【低圧】」新旧対照表

現 行	改 定 後																										
<p>格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>ハ)基準燃料価格</p> <table border="1" data-bbox="264 475 1059 662"> <tr> <td data-bbox="264 475 530 596">北海道エリア・東北エリア・関東エリア</td> <td data-bbox="530 475 792 596">中部エリア</td> <td data-bbox="792 475 1059 596">北陸エリア・関西エリア・四国エリア・中国エリア・九州エリア</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 596 530 662">42,600円</td> <td data-bbox="530 596 792 662">23,200円</td> <td data-bbox="792 596 1059 662">41,100円</td> </tr> </table> <p>二)基準単価</p> <p>基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="237 860 1070 1043"> <tr> <td data-bbox="237 860 407 903">北海道エリア</td> <td data-bbox="407 860 577 903">東北エリア</td> <td data-bbox="577 860 748 903">関東エリア</td> <td data-bbox="748 860 916 903">中部エリア</td> <td data-bbox="916 860 1070 903">北陸エリア</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 903 407 946">0.137</td> <td data-bbox="407 903 577 946">0.138</td> <td data-bbox="577 903 748 946">0.136</td> <td data-bbox="748 903 916 946">0.073</td> <td data-bbox="916 903 1070 946">0.144</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 962 407 1005">関西エリア</td> <td data-bbox="407 962 577 1005">中国エリア</td> <td data-bbox="577 962 748 1005">四国エリア</td> <td data-bbox="748 962 916 1005">九州エリア</td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 1005 407 1043">0.144</td> <td data-bbox="407 1005 577 1043">0.145</td> <td data-bbox="577 1005 748 1043">0.145</td> <td data-bbox="748 1005 916 1043">0.146</td> <td></td> </tr> </table> <p>単位：円/kWh</p> <p>ホ)燃料費調整単価の適用</p> <p>各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各平均燃料価格算定期</p>	北海道エリア・東北エリア・関東エリア	中部エリア	北陸エリア・関西エリア・四国エリア・中国エリア・九州エリア	42,600円	23,200円	41,100円	北海道エリア	東北エリア	関東エリア	中部エリア	北陸エリア	0.137	0.138	0.136	0.073	0.144	関西エリア	中国エリア	四国エリア	九州エリア		0.144	0.145	0.145	0.146		
北海道エリア・東北エリア・関東エリア	中部エリア	北陸エリア・関西エリア・四国エリア・中国エリア・九州エリア																									
42,600円	23,200円	41,100円																									
北海道エリア	東北エリア	関東エリア	中部エリア	北陸エリア																							
0.137	0.138	0.136	0.073	0.144																							
関西エリア	中国エリア	四国エリア	九州エリア																								
0.144	0.145	0.145	0.146																								

「電気需給約款【低圧】」新旧対照表

現 行	改 定 後																										
<p>間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="237 336 1070 1086"> <thead> <tr> <th data-bbox="237 336 656 392">平均燃料価格算定期間</th> <th data-bbox="656 336 1070 392">燃料費調整単価適用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="237 392 656 448">毎年1月1日から3月31日までの期間</td> <td data-bbox="656 392 1070 448">その年の6月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 448 656 504">毎年2月1日から4月30日までの期間</td> <td data-bbox="656 448 1070 504">その年の7月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 504 656 560">毎年3月1日から5月31日までの期間</td> <td data-bbox="656 504 1070 560">その年の8月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 560 656 616">毎年4月1日から6月30日までの期間</td> <td data-bbox="656 560 1070 616">その年の9月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 616 656 671">毎年5月1日から7月31日までの期間</td> <td data-bbox="656 616 1070 671">その年の10月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 671 656 727">毎年6月1日から8月31日までの期間</td> <td data-bbox="656 671 1070 727">その年の11月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 727 656 783">毎年7月1日から9月30日までの期間</td> <td data-bbox="656 727 1070 783">その年の12月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 783 656 839">毎年8月1日から10月31日までの期間</td> <td data-bbox="656 783 1070 839">翌年の1月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 839 656 895">毎年9月1日から11月30日までの期間</td> <td data-bbox="656 839 1070 895">翌年の2月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 895 656 951">毎年10月1日から12月31日までの期間</td> <td data-bbox="656 895 1070 951">翌年の3月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 951 656 1007">毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間</td> <td data-bbox="656 951 1070 1007">翌年の4月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 1007 656 1086">毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)</td> <td data-bbox="656 1007 1070 1086">翌年の5月の料金に係る計量期間等</td> </tr> </tbody> </table>	平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間	毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等	毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等	毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等	毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等	毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等	毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等	毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等	毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等	毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等	毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等	毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等	毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月の料金に係る計量期間等	
平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間																										
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等																										
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等																										
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等																										
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等																										
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等																										
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等																										
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等																										
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等																										
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等																										
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等																										
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等																										
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月の料金に係る計量期間等																										

「電気需給約款【低圧】」新旧対照表

現 行	改 定 後																																								
<p>(5)原価調整単価</p> <p>原価調整単価は、当社の 2022 年度の原価平均と 2023 年度の原価平均の差分として、次のとおりいたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">北海道エリア</td> <td style="text-align: center;">東北エリア</td> <td style="text-align: center;">関東エリア</td> <td style="text-align: center;">中部エリア</td> <td style="text-align: center;">北陸エリア</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1.36</td> <td style="text-align: center;">4.30</td> <td style="text-align: center;">6.18</td> <td style="text-align: center;">4.80</td> <td style="text-align: center;">4.10</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関西エリア</td> <td style="text-align: center;">中国エリア</td> <td style="text-align: center;">四国エリア</td> <td style="text-align: center;">九州エリア</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4.07</td> <td style="text-align: center;">4.95</td> <td style="text-align: center;">1.44</td> <td style="text-align: center;">-3.27</td> <td></td> </tr> </table> <p>単位：円/kWh</p> <p>5.料金単価</p> <p>約款別表をご参照ください。</p>	北海道エリア	東北エリア	関東エリア	中部エリア	北陸エリア	1.36	4.30	6.18	4.80	4.10	関西エリア	中国エリア	四国エリア	九州エリア		4.07	4.95	1.44	-3.27		<p>(5)原価調整単価</p> <p>原価調整単価は、2024 年度の当社の容量拠出金の負担相当金額を踏まえて、次のとおりいたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">北海道エリア</td> <td style="text-align: center;">東北エリア</td> <td style="text-align: center;">関東エリア</td> <td style="text-align: center;">中部エリア</td> <td style="text-align: center;">北陸エリア</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1.40</td> <td style="text-align: center;">2.40</td> <td style="text-align: center;">2.40</td> <td style="text-align: center;">1.40</td> <td style="text-align: center;">1.40</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関西エリア</td> <td style="text-align: center;">中国エリア</td> <td style="text-align: center;">四国エリア</td> <td style="text-align: center;">九州エリア</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1.40</td> <td style="text-align: center;">1.40</td> <td style="text-align: center;">1.40</td> <td style="text-align: center;">1.40</td> <td></td> </tr> </table> <p>単位：円/kWh</p> <p>5.料金単価</p> <p>約款別表をご参照ください。</p>	北海道エリア	東北エリア	関東エリア	中部エリア	北陸エリア	1.40	2.40	2.40	1.40	1.40	関西エリア	中国エリア	四国エリア	九州エリア		1.40	1.40	1.40	1.40	
北海道エリア	東北エリア	関東エリア	中部エリア	北陸エリア																																					
1.36	4.30	6.18	4.80	4.10																																					
関西エリア	中国エリア	四国エリア	九州エリア																																						
4.07	4.95	1.44	-3.27																																						
北海道エリア	東北エリア	関東エリア	中部エリア	北陸エリア																																					
1.40	2.40	2.40	1.40	1.40																																					
関西エリア	中国エリア	四国エリア	九州エリア																																						
1.40	1.40	1.40	1.40																																						

以上